

2020年2月21日
九州電力株式会社

2020年2月13日の審査会合における指摘事項回答

No.	指 摘 事 項	頁
1	1、2号設置の共用設備を3、4号炉組織にて管理することについて、第5条の職務内容（3号炉及び4号炉に係ると限定している箇所）を見直すこと。	1
2	保安規定の管理区域図に係る補正の理由を補正説明資料に追記すること。	2

【指摘事項 No.1】

1、2号設置の共用設備を3、4号炉組織にて管理することについて、第5条の職務内容（3号炉及び4号炉に係ると限定している箇所）を見直すこと。

【回 答】

1、2号設置の共用設備等のうち、管理を3、4号炉組織に変更するもの

- ・ 固体廃棄物貯蔵庫の保管管理

「安全管理第一課長、安全管理第二課長」から「安全管理第二課長」へ変更

- ・ 雑固体焼却設備での焼却処理

「発電第一課長」より「発電第二課長」へ変更

- ・ 雑固体焼却炉排気筒の放射性気体廃棄物の放出操作担当課長

「発電第一課長」より「発電第二課長」へ変更

- ・ 環境放射能用計測器の担当課長

「安全管理第一課長」から「安全管理第二課長」へ変更

- ・ 外部放射線に係る線量率等の測定

「安全管理第一課長、安全管理第二課長」から「安全管理第二課長」へ変更

上記を踏まえ、第5条（保安に関する職務）の記載を以下のとおり見直す

- ・ 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉並びに1号炉及び2号炉との共用施設に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。
- ・ 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設並びに1号炉及び2号炉との共用施設の運転管理に関する業務を行う。
- ・ 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設並びに1号炉及び2号炉との共用施設の運転管理に関する当直業務を行う。

【指摘事項 No. 2】

保安規定の管理区域図に係る補正の理由を補正説明資料に追記すること。

【回 答】

補足説明資料へ別紙 2 を追加する。

また、各編に全ての管理区域図が添付されることから、第 1 編第 103 条及び第 2 編第 35 条第 2 項にて、安全管理第二課長及び廃止措置安全課長が各々管理する管理区域図を明確にする。(添付補正案参照)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 管理区域図の添付について

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の管理区域図については、管理区域の設定・解除を実施する課長が管理すべき図を編ごとに添付することとしていた。具体的には、3号炉及び4号炉の放射線管理業務を行う安全管理第二課長が管理する管理区域図を第1編、1号炉及び2号炉の放射線管理業務を行う廃止措置安全課長が管理する管理区域図を第2編に添付することとしていた。

上記のような考え方にて添付した場合、設置号炉とその建屋の管理区域の関係に、齟齬が生じるため、管理する建屋と設置号炉の関係を共に満たすように、第1編に全ての管理区域図を添付し、新第2編は、第1編の管理区域図を呼び込む記載に変更することとする。

施設名 (管理区域図)	共用号炉	変更前 (現行)			変更後 (申請時)		変更後 (補正)	
		第1編	旧第2編	旧第3編	第1編	新第2編	第1編	新第2編
1、2号炉	1、2	—	●	●	—	●	●	●
雑固体焼却炉建屋	1、2、3、4	—	●	●	●	—	●	●
1・2-固体廃棄物貯蔵庫	1、2、3、4	—	●	●	●	—	●	●
蒸気発生器保管庫	1、2、3	—	●	●	—	●	●	●
3、4号炉	3、4	●	—	●	●	—	●	●
廃棄物処理建屋	3、4	●	—	●	●	—	●	●
3・4-固体廃棄物貯蔵庫	1、2、3、4	●	—	●	●	—	●	●
雑固体溶融炉処理建屋	1、2、3、4	●	—	●	●	—	●	●

管理区域図に係る保安規定補正案

1. 第1編の補正案

添付4は、1号炉～4号炉の管理区域図であることを第1項で明確化する。
また、安全管理第二課長が管理する管理区域図を第2項で明確化する。

(管理区域の設定・解除)

第103条 発電所の管理区域は、添付4に示す区域とする。

- 2 安全管理第二課長は、管理区域^{※1}を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。

※1：管理区域は、添付4のうち「3, 4号炉 管理区域図」、「雑固体焼却炉建屋 管理区域図」、「廃棄物処理建屋 管理区域図」、「固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図」及び「雑固体溶融処理建屋 管理区域図」をいう。(以下、本章において同じ。)

2. 第2編の補正案

添付1は、1号炉～4号炉の管理区域図であることを第1項で明確化する。
また、廃止措置安全課長が管理する管理区域図を第2項で明確化する。

(管理区域の設定・解除)

第35条 発電所の管理区域は、添付1に示す区域とする。

- 2 廃止措置安全課長は、管理区域^{※1}を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。

※1：管理区域は、添付1のうち「1, 2号炉 管理区域図」、及び「蒸気発生器保管庫 管理区域図」をいう。(以下、本章において同じ。)